

## 個人情報過剰反応

### 法解釈を誤る業者も

(2006年11月15日掲載原稿)

エステの中途解約をするためにエステ店を訪れた。

自分ひとりでは自分の希望がきちんと説明できないのではないか、業者の言いなりになってしまうのではないかと不安だったので、友人に頼んで一緒に行って貰ったところ、業者は「個人情報に関する事なのでご本人だけとお話しします」と言って友人の同席を認めてくれない。こんな法律があるのか。・・というご相談がありました。

2005年4月1日の個人情報保護法の全面施行によって、個人情報の「保護」という点だけが強調された過剰反応が様々な場面で問題になっていますが、この事例は過剰反応ではなく完全に業者の法解釈に誤りがあると思われれます。

相談者に対しては「個人情報保護法にそのような規定はありませんが、業者に具体的にどの条文に該当するのか説明を求めて下さい」と助言しました。

しばらくして再度、相談者から「業者の勘違いでした。友人にも同席してもらえることになりました」と連絡がありました。

個人情報保護法の第三者提供の制限は、原則として本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供してはならないとされていますがこの事例は本人が同意しているので該当しません。また、本人の同意のない第三者提供が全て禁止されているわけでもありません。

例えば、人の生命、身体または財産の保護のため必要である場合であって、本人の同意を得ることが困難なときなどは認められます。